福島県公安委員会告示第　　32　　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の２第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和　　8　　年　　4　　月　　6　　日

福島県公安委員会

1　聴聞の期日

令和　8　年　4　月　21　日　　午前　8　時　30　分開始

2　聴聞の場所

福島市町庭坂字大原１番地の１

福島県警察福島運転免許センター

3　不利益処分の名あて人となるべき者